

2014年度「全腎協ニューズレター」第14号
全腎協事務局作成 (2015. 3. 29)

■全腎協が「腎疾患総合対策」請願署名（約70万筆）を国会へ提出

3月19日、昨秋から取り組み始めた第44次国会生還「腎疾患総合対策」の早期確立を求める請願書を国会へ提出するため、憲政記念会館（永田町）に全国から209名が集いました。

同会館で行われた午前中の集会には、議員会館から離れている会場にもかかわらず、28名にのぼる国会議員と議員秘書41名が駆けつけました。

当日までに集まった696,952筆の署名は、参加した各地の患者らによって316人の紹介議員のもとへ届けられました。

紹介議員を通し国会へ提出された署名は、今通常国会の会期末に行われる関連する委員会では話し合われた後、本会議で採択の可否が決まることとなります。

■更生医療（「一定以上所得」かつ「重度かつ継続」）の経過措置
4月以降も継続される見込み

自立支援医療（更生医療）の負担軽減処置が2015年4月以降も3年間継続される見込みです。

現在、障害者総合支援法に基づく同制度では、市町村民税課税額23万5千円以上（一定以上所得者）であっても腎機能障害者（重度かつ継続）の場合は、2015年3月末までの特例として負担限度額が月額2万円となっています。

この特例が、3年後の2018年3月末まで延長する内容の改正案が厚生労働省から提示（パブリックコメント）され、全腎協は、自治体制度が後退し治療にかかる保険外負担も増えている昨今、国の当制度における役割は重要になっており、財政事情により延期の有無を左右されるべきではないと考え、「経過措置は、特例期限の延長ではなく期限の恒久化」を求める内容の意見を提出しました。

自立支援医療受給者証に「経過的特例が延長された場合は〇年〇月〇日まで」等と記載されている方は、4月以降も特段の手続きをすることなく引き続き受給者証を使用することができます。詳しくは市区町村窓口（福祉課）へお問い合わせください。

自立支援医療における利用者負担の基本的な枠組み

所得区分	更生医療・精神通院医療	育成医療	重度かつ継続	経過措置
一定所得以上	対象外	対象外	20,000円	市町村民税235,000円以上
中間所得	医療保険の高額療養費 ※精神通院の殆どは重度かつ継続	10,000円	10,000円	市町村民税課税以上 235,000円未満 市町村民税 33,000円以上 235,000円未満
低所得2	5,000円	5,000円	5,000円	市町村民税課税非課税 (本人収入が800,001円以上)
低所得1	2,500円	2,500円	2,500円	市町村民税課税非課税 (本人収入が800,000円以下)
生活保護	0円	0円	0円	生活保護世帯

腎機能障害者は「重度かつ継続」該当